

9 償却資産の課税対象となる車両

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。**ナンバー登録の有無にかかわらず**、すべて申告をしてください。

※ただし、同種の車両であっても、下表右の要件にすべて該当しない場合は、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

<道路運送車両法施行規則第2条別表第1より>

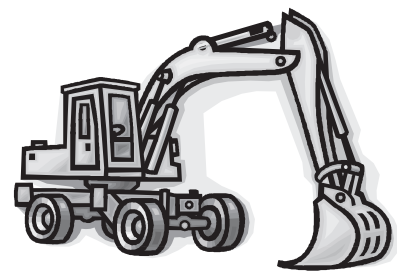
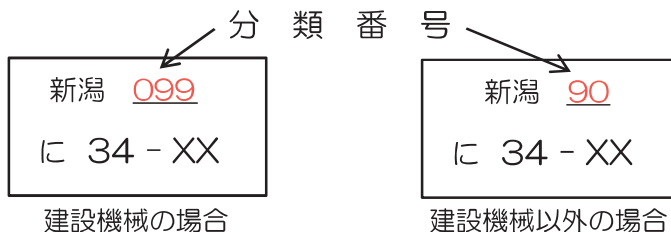
大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1つでも該当する場合は 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h以上 の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

<参考>大型特殊自動車の「分類番号」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」
- (2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」

[例]



農耕作業用自動車のアタッチメントについて

小型の農耕作業用自動車に取り付けて使用するアタッチメントは、自動車本体と一体となって使用され、軽自動車の一部であると考えられることから、小型農耕作業用自動車とアタッチメントの所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。

農耕作業用自動車 (小型特殊自動車)	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外 (借用等)	必要

※大型特殊自動車のアタッチメントは申告が必要です。

